

2018(平成30)年度 事業計画

一般社団法人 東友会
東京都原爆被害者協議会

2018年度の重点目標

- 1.東友会結成60周年記念事業を核兵器廃絶を願う人びとの協力を得て成功させます。
- 2.朝鮮半島の非核化をはじめ「核兵器なき世界」の実現を求めます。
- 3.原爆死没者を追悼し、「原爆死」のありさまを伝え残すとともに、原爆被害への「国の償い」を求めます。
- 4.東友会の相談事業を広く知らせ被爆者一人ひとりへの寄り添いを強めます。判決を生かした原爆症認定制度の抜本改定を求めています。
- 5.原発にたよらないエネルギー政策を求め、原発事故による犠牲者との連帯を深めます。
- 6.戦争への道につながる憲法の改定と関連するいっさいの法制・行政に反対します。
- 7.東友会と地区の会の組織強化と財政の確立をはかります。

1.東友会結成60周年記念事業を

核兵器廃絶を願う人々の協力を得て成功させます。

- ①多くの人々によびかけて、結成60周年記念式典と祝賀会を11月18日に開催します。
- ②東京で生き亡くなっていった被爆者の記録を中心に、記念刊行物を発行します。

2.朝鮮半島の非核化をはじめ「核兵器なき世界」の実現を求めます。

■世界の人々に

- ①韓国と北朝鮮首脳が合意した「朝鮮半島の非核化」が一刻も早く実現し、地球上から核兵器が全廃されることを願い、世界の人々とともに活動します。
- ②日本被団協が提唱した「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」(略称：ヒバクシャ国際署名)運動にひきつづき参加します。
- ③国連で採択された「核兵器禁止条約」へのすべての国々の署名と批准を求めて、被爆者として強く働きかけます。
- ④核兵器廃絶を求める世界各地からの被爆の証言依頼に、代表を派遣し、被爆時と被爆後の被害を広く世界に知らせ、核兵器廃絶のために活動を続けます。
- ⑤あらゆる形態でのすべての核実験に反対します。

■ 都民とともに

- ①「ヒバクシャ国際署名をすすめる東京連絡会」の事務局を担当し、都内の平和・市民団体との共同行動を広げます
- ②東友会として、都内の平和・市民団体が企画する次の事業に積極的に参加します。
 - *東京都生協連、東京地婦連と「ピースアクション in TOKYO & ピースパレード」を共催します。
 - *「原水爆禁止国民平和大行進」、「原水爆禁止世界大会」「国際反核デー」「3・1ビキニデー集会」、毎月の「6.9行動」などに参加します。

■ 日本政府に対して

- ①唯一の戦争被爆国の政府として、「核兵器禁止条約」に署名・批准するよう強く訴え続けます。
- ②核兵器のない世界を求める国際政治の先頭に立つよう、政府に要請をつづけます。
- ③政府が、「核兵器廃絶」と「原爆被害への国家補償」を柱とする非核の政府に転換することを求めます。
- ④世界に向けた被爆の実相普及を政府がすすめるよう、日本被団協とともに働きかけます。

■ 東京都と都内の自治体に対して

- ①東京都をはじめ、東京都内のすべての自治体が、「非核・平和自治体宣言」を発し、国連核兵器禁止条約の署名・批准をもとめるよう要請します。
- ②東京都知事をはじめ、東京都内のすべての自治体の首長と議長に、「ヒバクシャ国際署名」に賛同するよう働きかけます。
- ③非核平和宣言自治体が、被爆者施策の充実や平和施策を具体化するよう働きかけます。
- ④2020年に開催される東京オリンピックにあわせて、「東京オリンピック平和祈念館」（仮称）の開設を求めます。
- ⑤平和を願う首都・東京の願いを発信するために、都の各部局が実施している平和事業を一本化するよう求めます。
- ⑥都内の被爆者の会や都民である被爆者が発行した被爆体験記を東京都として収集し、都庁、都内の公立図書館、小中高校、大学で有効に活用することを求めます。
- ⑦東京都が、被爆証言DVDの制作、保存、貸出しを企画することを求めます。

■ 実相普及委員会の事業

- 法人会員で構成する「実相普及委員会」を中心に、次の事業をすすめます。
- *被爆70年事業のひとつ「世界へのことづて」を今年度中に刊行します。
 - *被爆者によびかけて、被爆の証言を学ぶ学習会を10月と3月に開催します。
 - *都内の平和・市民団体に働きかけて、実相普及のための交流会を11月に開きます。
 - *地区の会とともに、都内の各自治体に、以下のことを要請します。

各地の自治体がすすめている被爆の実相普及、被爆体験の伝承事業に協力します。

地区の会の被爆者の証言集などの発行の援助と証言記録の保存についても要請していきます。

都内の自治体、学校、団体に被爆者の証言を聞いてもらうよう、よびかけを広げます。

3.原爆死没者を追悼し、「原爆死」のありさまを伝え残すとともに、原爆被害への「国の償い」を求めます。

■原爆死没者に「国の償い」を求める事業

- ①戦争被害の「受忍」論に反対し、日本被団協の一員として運動を広げます。
- ②「原爆被害への国家補償」を実現するために、ひろい視点からの学習をすすめ、運動の構築を検討するよう日本被団協に働きかけます。
- ③空襲による被害にたいする国家補償要求を支持し、空襲被害者の運動に連帯します。

■原爆死没者の追悼事業

- ①東京都から委託された「被爆者健康指導事業」のうち、次の慰霊事業を企画、実施します。
 - *「原爆死没者追悼のつどい」（東京都主催）
予定日／7月22日 葛飾区で開催
 - *追悼刊行物「生命もて ここに証す」
刊行予定日／「追悼のつどい」開催日
 - *広島死没者調査・記念式典参列
派遣予定日／8月5日～6日 派遣人数／ 2人
 - *長崎死没者調査・記念式典参列
派遣予定日／8月8日～10日 派遣人数／ 2人
- ②東京都主催、東友会が実施主体である「原爆犠牲者追悼のつどい」を東友会結成60周年の今年度から7月に開催し、東京都知事が参列するよう要請します。
- ③「追悼のつどい」の前に原爆犠牲者慰霊碑への献花をこれまでどおり実施し、「つどい」の後に、参加者の交流の場を設けるよう検討をはじめます。
- ④来年度から法人会員によびかけた「追悼のつどい」の企画委員会で「つどい」を執行します。企画委員会は今秋から発足させます。
- ⑤葛飾区青戸平和公園の原爆犠牲者慰霊碑を、被爆者と家族の心の拠り所として維持します。慰霊碑の清掃は、東部地域の地区の会と事務局を中心に実施します。
- ⑥広島市内に東友会が植樹した「イチヨウ」（平和公園内、鶴見橋西詰「被爆者の森」内）、中央公園内の「ケヤキ」と、長崎平和公園内に植樹した「クロガネモチ」を、「東京の木」として、大切に見守ります。
- ⑦広島・長崎にある「国立原爆死没者追悼平和祈念館」がすすめている死没者の遺影、手記の収集に協力するよう、被爆者と遺族によびかけます。

⑧有志がすすめている「原爆被害者の墓」の事業に、ひきつづき協力します。

4.東友会の相談事業を広く知らせ被爆者一人ひとりへの寄り添いを強めます。判決を生かした原爆症認定制度の抜本改定を求めています。

■原爆症認定制度の改定

- ①ノーモア・ヒバクシャ東京訴訟の完全勝利と原爆症認定制度の抜本改定のために、引き続き運動をつづけます。
- ②厚生労働省に、ノーモア・ヒバクシャ訴訟の判決を生かして、原爆症認定制度を日本被団協の「提言」にそって抜本的に改正するよう強く要請します。さしあたり、法改正をとまなわない「一連の高裁判決を踏まえた原爆症認定基準に関する当面の要求」の実現を求めます。
- ③厚生労働省に医療特別手当の「健康状況届」を、高齢被爆者が対応できる制度にするよう要請し、「健康状況届」の期間延長や廃止を求めます。

■東友会原爆被爆者相談所の事業

東友会の専任相談員は、以下の事業を担当します。

- ①東友会相談所の相談事業をいっそう充実させるために、相談員が相互に学び合い、連携してスキルアップをはかります。
- ②東京都から委託された「被爆者健康指導事業」のうち次の事業を企画、実施します。
医療生活相談・訪問相談指導
専任相談員による相談事業 実施予定日／休日、祝日を除く毎日
医師による医療相談事業 実施予定日／毎月1回
訪問相談 実施予定日／毎月12日
- ③被爆者と家族を対象にした相談関係の資料「被爆者援護法・都被爆者援護条例 25のポイント」「介護保険制度と被爆者」の2018年度版を刊行します。
- ④地区の会の相談会に東友会相談員を積極的に派遣します。
- ⑤自治体、医療機関、弁護士などの専門家との連携を強めます。
- ⑥日本被団協中央相談所委員会と連携します。

■相談事業委員会の事業

法人会員で構成する「相談事業委員会」を中心に以下の事業をすすめます。

- ①高齢化した被爆者の相談事業をつよめ、地区の会の組織強化と休会になっている地域ら住む被爆者を励ますために、被爆者と家族によびかけた「地区なんでも相談会」を各地で開催します。
- ②地区相談員の研修・交流会を9月に開き、地区の会相談事業のすすめ方を検討します。
- ③東京都福祉保健局や区市、医師会との連携を密にし、すべての医療機関で被爆者手帳がつかえるよう働きかけます。医療機関と連携した集団健診などをひろげます。
- ④東京都から委託された「被爆者健康指導事業」のうち、次の事業を企画、実施しま

す。

* 刊行物による医療健康指導

「2018年版相談のしおり」 発行予定日／6月25日

『常緑樹』No.81 刊行予定日／1月25日

* 医療講演会による医療指導

開催予定日／10月

* 相談員養成研修会

開催予定／四半期毎に1回

■ 「おりづるの子」への支援と連携

- ① ひきつづき、「おりづるの子」（東京被爆二世の会）を支援し、共同の行動をすすめます。
- ② 被爆二世健康診断の期間の延長、胃カメラでの胃がん検診の実施など、被爆二世の施策の改善を東京都に求める「おりづるの子」の活動を支持し協力します。
- ③ 日本被団協が実施してきた被爆二世調査と東友会が調査結果を生かした制度の改善を求めて、「おりづるの子」を支援して、政府と東京都に働きかけます。

5. 原発にたよらないエネルギー政策を求め、原発事故による犠牲者との連帯を深めます。

- ① 国内すべての原子力発電所の操業の停止と、再稼働に反対し、廃炉を要求します。
- ② 東日本大震災で明らかになった原子力依存・優先の電力政策に反対する世論を広げます。
- ③ 原発事故による犠牲者との連帯を深めます。
- ④ 自然エネルギー、再生可能エネルギーの開発、利用に力を入れるよう、電力・エネルギー政策の転換を要求します。

6. 戦争への道につながる憲法の改定と関連するいっさいの法制・行政に反対します。

- ① 重大な政治課題となっている憲法改定の内容を学習し、非核・平和のために被爆者として行動します。
- ② 日本被団協とともに、憲法9条の要である「戦争放棄」「戦力不保持」「交戦権の否認」をなきものにする条文への自衛隊の明記を撤回するよう政府につよく求めます。
- ③ 東京空襲の被害者と連帯し、空襲被害の実態を伝え、戦争被害者への国の償いを求めていきます。

7. 東友会と地区の会の組織強化と財政の確立をはかります。

- ① 業務執行理事会を中心に、高齢化、病弱化がすすむなかでの協議会と法人の維持と

組織強化につとめます。

- ②地区の会の活動への援助と近隣の区市の会との連携・共同を強め、地区の会の存続のために努力します。
- ③法人の諸会議は、以下の予定で開催します。
 - *総会 6月第1日曜日
 - *理事会 6月、11月、2月、5月
- ④協議会の諸会議は、以下の予定で開催します。
 - *総会 6月第1日曜日
 - *役員会 7月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月、4月、5月第1木曜日
 - *理事会 7月、9月、11月、1月、3月、4月第2木曜日
- ⑤「猫の手会」のボランティア作業の重要性を知らせ、多くの被爆者と家族の参加をよびかけます。

■ 広報委員会の事業

法人会員で構成する「広報委員会」を中心に以下の事業をすすめます。

- ①東京の被爆者の支え、情報交換の場となっている「東友」の月刊体制を維持します。
東友会や関係団体の行動、集会に積極的参加し、紙面に反映させます。
地区の会にニュースの提供を依頼し、豊かな紙面づくりをすすめます。
- ②追悼のつどいにあわせて、慰霊刊行物『生命もてここに証す』を刊行します。
- ③インターネット・ホームページを充実させます。

■ 東友会の財政の確立

- ①東友会60周年事業の記念式典と出版を成功させるために400万円の募金をよびかけます。
- ②東友会の相談事業を円滑にすすめるために、コンピュータでの管理システムを確立するための費用として300万円の募金を結成60周年募金とともに呼びかけます。
- ③東京都と都議会にたいして、委託事業費を事業の実態にみあって支給するよう要請します。
- ④会報「東友」の購読を被爆者と家族、被爆二世、支援者にすすめ、「新聞購読料」の増大をめざします。
- ⑤昨年度寄せられた実相普及募金は、2～3人の海外派遣費として活用し、必要があれば今年度も協力をよびかけます。
- ⑥「追悼のつどい」の開催、追悼刊行物などの費用として3年ぶりに追悼事業募金をよびかけ、追悼事業を維持・継続します。
- ⑦諸経費の節減につとめます。

■ 財政委員会の事業

法人で構成する「財政委員会」を中心に以下の事業をすすめます。

- ①東友会事務所の維持、高齢化がすすむ相談事業をみすえた財政の長期計画を検討します。

- ②協議会会費や相談事業募金が法人の事業を支えていることを広く知らせ、協力をよびかけます。
- ③広く企業や団体、個人に東友会を支える寄付金、相談所維持募金の協力をよびかけます。
- ④地区の会の協力を得て、協議会会費の納入を維持するよう努力します。納入方法については、「地区分担方式」と「双方依頼方式」の2種類でおこないます。